

委託契約書には何を書かないといけないの？

Q 委託契約書には何を書かないといけないの？

A 契約書の種類によって書くべきことが違います。

■ 絶対必要な事項と委託の種類によって必要となる事項

区分	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
どんな委託契約書でも書かなければいけないこと	産業廃棄物の種類及び数量	数量は予定でも可。単位は自由。
	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない。
	契約金額（支払う料金）	総額又は、単価と数量から計算できれば可。
	処理業者の事業範囲	「添付する許可証の通り」でも構わない。
	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状：固形・液体など。荷姿：袋・バラなど。
	産業廃棄物の性状の変化に関して	通常の保管で腐敗や揮発などしないか。
	産業廃棄物の混合等による支障	支障が無ければ「特になし」で構わない。
	C0950含有マークの表示に関する事項	C0950含有マークが無ければ不要。
	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 が含まれる旨	該当がなければ不要。
	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	把握している範囲で必要と思われること。
	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は自由。
	受託業務終了の報告の方法	マニフェストによる報告が一般的。
契約解除時の産業廃棄物の取扱い	基本的に定型文が書かれている。	
収集運搬の委託	運搬の最終目的地の所在地	本社ではなく、実際に搬入する施設を記入。
	積替保管を行う場所の所在地	積替え保管をしなくても可。
	積替保管する廃棄物の種類、保管上限	
	他の廃棄物と混合することの可否	管理型と一緒に運搬して良いか。
委託の処分の	処分（再生）場所の所在地・方法・処理能力	本社ではなく処理施設の場所。品目ごとの方法と処理能力。※中間処理の残さの最終処分情報を含む
	最終処分の場所の所在地・方法・処理能力	
	輸入された廃棄物である旨	該当がなければ不要。

◇ 排出事業者に罰則！

表にある記載事項は、法律によって定められている、産業廃棄物の委託契約書に必ず記載しなければいけない事項です。

契約は排出事業者課せられた義務です。そのため、表の事項に記載漏れや誤った記載があれば、委託基準違反となり、排出事業者が罰則の対象となります。

処理業者が用意した契約書であっても、表の事項について空欄などがないかは必ず確認をしましょう。

（廃棄物処理法第12条第6項）

※ : 委託条件によっては記載しなくてもよい事項。

◇ 記載が漏れやすい事項

契約は産業廃棄物の委託より前に結びます。そのため、数量は「やってみないと分からない」ということがほとんどです。しかし、委託契約書では必須の記載事項です。そのため、数量は予定・想定でも必ず記載しておかなければいけません。契約時の予定数量と実際の委託量に違いがあっても、常識の範囲内であれば問題ありません。

Point!

委託契約書の記載漏れは排出事業者の違反と見なされる。